

第10 「台湾有事」における武力行使の想定とその問題点

1 安保三文書における中国を想定した防衛力の抜本的強化

安保三文書では、「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するもの」としている。それは、南西方面を「戦地」として「相手方（＝中国）」の「戦力と戦い方に着目」して、中国と戦うことを覚悟して、防衛力を実践的かつ抜本的に強化することに他ならない。

2 台湾有事の軍事的シミュレーション

2023年1月の米国の有力シンクタンクのシミュレーションでは、在日米軍基地から出撃ができれば、中国の侵攻を阻止できることが示されているが、一方、沖縄、佐世保、岩国、横須賀、横田、厚木、三沢等の在日米軍基地は壊滅状況となり、米海軍も原子力空母2隻をはじめ100隻近い甚大な被害を被る結果となっている。しかし、基地近隣の我が国の民間人等の損害についてのシミュレーションは行われていない。

我が国のシミュレーションでは、「存立危機事態」や「武力攻撃事態」等のあり方がまず問題とされたものや、非戦略核が使用されることを想定するものがあるが、国民の受ける損害については明らかにされていない。

3 台湾有事と日本の戦争当事国化の想定のパターン

そもそも、「台湾有事」は「日本有事」というのは本当なのか。中国側は国内問題と整理しており、日本側から参戦しない限り「台湾有事」が直ちに「日本有事」となる可能性は低い。日本の政治や外交努力で「日本有事」を回避することが肝要である。

一方、日本側の対応如何によっては、「台湾有事」が「日本有事」となり得る危険性がある。（ア）安保法制に基づく集団的自衛権の行使、（イ）安保法制に基づく重要影響事態としての後方支援、（ウ）安保法制に基づく米艦防護、（エ）安保条約に基づく在日米軍基地からの出撃の事前協議での承認、（オ）米軍との一体化による参戦等の場合である。

しかし、（ア）については、台湾が国連憲章上集団的自衛権や個別的自衛権を持つかも自明ではない。米国の台湾関係法は、あくまで「台湾人民」の「人権」に着目して支援する立法である。また、（イ）の「重要影響事態」認定をして後方支援することや、（ウ）の米艦防護により日本が巻き込まれる可能性が高まる。また、在日米軍基地からの出撃を「事前協議」で了解すれば、敵基地として攻撃を受け、基地近隣の民間に甚大な被害が生じ得るリスクがある。

4 台湾の人々は日本に何を望んでいるのか

5 米国の「台湾有事」への関与自体の不確実性

6 中国との間で戦争当事国となることのリスク

7 「台湾有事」を起こさず、また「日本有事」としないための具体的方策

1972年の日中共同声明で日本は中国を唯一の合法政府であると認め、その後も日中平和友好条約の締結、戦略的互惠関係の確認等を積み重ねてきており、その上に立った日中関係の構築が重要である。

甚大な被害を被っても中国と全面的な戦争をすることに国民的なコンセンサスは存在せず、中国と南西方面で戦うことをあからさまにする安保三文書は、敵基地攻撃能力の保有の点で憲法に違反するだけでなく、安全保障政策としても危ういと言わざるを得ない。

8 自衛隊の軍事一辺倒への「暴走」の阻止の必要性—有効なシビリアン・コントロール—

1 安保三文書における中国を想定した反撃能力（敵基地攻撃能力）の装備を含む防衛力の抜本的強化

(1) 2022年12月の安保三文書では、「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するもの」としている。その理由として、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のただ中にあること、「国際社会は戦後最大の試練の時を迎え、新たな危機の時代に突入しつつある」ことを挙げている（国家安全保障戦略2～5頁、国家防衛戦略1～2頁）。では、戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換するとはどのようなことか。

それは、安保三文書のうち「国家安全保障戦略」の「IV 我が国が優先する戦略的なアプローチ」の2の「（4）我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化」の「キ 国民保護のための体制の強化」の項目で、「南西地域」を文中に特定して明記し、国民の避難を具体的に想定する「地域」即ち「戦場」としては「南西地域」が想定されていることを示している（25頁）。「南西地域」で戦う相手方として中国が想定される。したがって、安保三文書は、国家の安全保障戦略として、「南西地域」を「戦場」とし、中国を相手方として念頭に置いて、中国の「能力と戦い方に着目」して防衛力を実践的かつ抜本的に強化することへと大きく転換するものに他ならない。

(2) 従来、1976年（昭和51年）10月29日の「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱」では、防衛力の整備の目的は、「防衛力は、特定の脅威に対抗するというよりも」「我が国自らが力の空白となって我が国周辺地域におけ

る不安定要因にならないこと」と特定の「仮想敵国」的なものの想定を否定して、「基盤的防衛力」を整備するものとされてきた。即ち、特定の地域を戦場として特定の相手方を脅威とすることは避けられていたのである。

その後も、2010年（平成22年）12月17日の「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」で新たに取り入れられた「動的防衛力の構築」の下でも、「アジア太平洋地域の安全保障環境の安定化」のために「能動的に行い得る」防衛力とされ、実際には北方重視から中国を念頭に置いた南西方面への防衛力の移動を念頭に置いていたものであったが、文中では特定の地域や相手方を想定することはなく、これまで「基盤的防衛力」とはいうものの北方重視であったものをアジア太平洋地域の全方面に移動できるものとするという文脈であった。また、2013年（平成25年）12月17日の「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」でも、「統合機動防衛力」や「海上優勢・航空優勢の確保など事態にシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得るよう統合運用の考え方をより徹底した防衛力」を構築するものとされ、ここでも特定の地域や相手方を想定することはされていなかった。

更に、2018年（平成30年）12月18日の「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」では、「多次元統合防衛力」の構築とされ、「全ての領域における能力を融合させる領域横断作戦等を可能とする真に実効的な防衛力」を整備するとして、ここでも「全ての領域」における「領域横断作戦」とされ、我が国の特定の地域を「戦場」として、特定の相手方を具体的に想定する防衛計画とはなっていなかった。これまでの「防衛計画の大綱」等では、慎重に「仮想敵国」的なものと受け止められかねないコンセプトの提示は避けられていたのである。

- (3) これに対して「安保三文書」では、「我が国周辺国等は、我が国と地域の安全保障を脅かしている」として、今後の防衛力については、抽象的にどのような場合どのような領域に対しても対応するといういわば全方位型の想定ではなく、「南西」方面を「戦場」として「相手の能力と戦い方に着目」して実践的に「防衛能力を抜本的に強化する」とするに至っている。

これが、安保三文書のいう「戦後の我が国の安全保障政策」を「実践面から大きく転換する」ことの本質である。即ち、具体的な「戦場」を想定して、実践的に「相手方＝仮想敵国」の「能力と戦い方」に着目して、「防衛力を抜本的に強化する」というものである。

ここで、「相手」とはどの国であろうか。これも「安保三文書」を読めば極めて明確である。即ち、中国に対し「我が国と国際社会の深刻な懸念事項」と

記述し、「これまでにない最大の戦略的挑戦」をしている国と記載し、更に、前記のように、「南西地域」を国民が避難を必要とする地域と記載しており、中国に接続する南西諸島の地域を「戦場」として具体的に特定しているのである。外交上の配慮から直接名指しはされていないものの、まさしく南西諸島を「戦場」として、「中国」を「相手方＝仮想敵国」とし、「中国」の「能力」と「戦い方」に着目して「軍事力を抜本的に強化する」意図を隠していない。この意味で、「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するもの」という「国家安全保障戦略」であり「防衛戦略」なのである。

そして、台湾については、「基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である」とし、台湾有事に米国と共に「台湾」側に立つことを表明している。

2 台湾有事の軍事シミュレーション

(1) はじめに

安保三文書が「南西」方面を「戦場」として「相手の能力と戦い方に着目」するとき、中国との間で具体的に軍事的衝突が懸念される事態の1つは「台湾有事」であり、実際、「台湾有事」については、米国、また、日本において、日本が巻き込まれて中国と軍事的に衝突するシミュレーションが行われている。この「台湾有事」について、法的分野を中心として各方面から検討する前提として「台湾有事」とは一体どのようなものと論じられているのか。米国におけるシミュレーションと日本におけるシミュレーションを概観する。

(2) 米国におけるシミュレーション

ア 台湾有事のシミュレーション

台湾有事に関しては、2023年1月に米国の有力シンクタンク「戦略国際問題研究所（CSIS）」がシミュレーションを公表している⁷⁶。

このシミュレーションは24パターンで行われ、そのうち22パターンで、米軍の軍事力行使により中国の台湾侵攻は不成功となるが、2つのパターン、即ち「米軍が参戦しないパターン」と「在日米軍基地が使用できないパターン」では阻止できない結果となっているようである。米軍が軍事力をもって介入する場合には、在日米軍基地からの出撃ができることを大前提とすれば、すべてのパターンで中国の侵攻を阻止できるというシミュレーションが示されている。

⁷⁶ The First Battle of the Next War (URL: 230109_Cancian_FirstBattle_NextWar.pdf)

もっとも、米軍が参戦し、中国の台湾上陸は不成功となるシミュレーションにおいては、沖縄（嘉手納、普天間等沖縄の約90ヵ所）、佐世保、岩国、横須賀、横田、厚木、三沢等の在日米軍基地は壊滅状況となり、米空軍は基地で何百機もの戦闘機を喪失する甚大な損害を受け、米海軍も原子力空母2隻をはじめ100隻近い艦船を喪失するという甚大な被害を蒙る結果となっている。

このため、このシミュレーションの結果については、米国大統領には、中国の台湾への侵攻を阻止するだけの目的に、このような大損害を許容できる者はいないのではないかと評する向きもある。

イ 在日米軍基地周辺の民間の被害のシミュレーションは行われていない

これらのシミュレーションでは、在日米軍基地や、自衛隊が参戦した場合に当然想定される自衛隊基地等への攻撃による、基地近隣の我が国の民間人等の損害についてのシミュレーションは行われていない。

実際、米軍基地は沖縄全土の各地に多数存在し、また、佐世保、厚木、横須賀、岩国、三沢等、人口密集地域に近接する基地もあり、ここが攻撃されると近隣の民間人や民間施設に甚大な被害が生ずることは明白だと思われるが、「中国のミサイルの精度は高く、軍事目標以外に着弾しない」というロジックで、基地以外に損害は生じないとして民間被害のシミュレーションは行われてすらいない。即ち、米国でのこのシミュレーションでは、我が国の民間被害は「0」というまったく非現実的なシミュレーションとなっているのである（米国におけるシミュレーションで、我が国の国民に多大の損害が生じるという想定が、おそらく政治的に回避されているのではないかと思われる）。

ウ 米軍は、在日米軍基地を攻撃されても、中国本土の敵基地攻撃は控え、双方互いに核不使用という前提で、反撃による被害のシミュレーションは行われていない。

このシミュレーションでは、米軍は、在日米軍基地を攻撃されても、中国本土の敵基地への攻撃は米国本土への反撃もしくは核兵器の使用を誘発し、核兵器での応酬になるリスクがあるので控えるという考え方でシミュレーションが行われており、米軍の作戦としては、核兵器の使用のリスクを想定して、台湾侵攻に出撃してくる中国軍をたたくという一種の「専守防衛」的な作戦でのシミュレーションになっているようである。

この理由は、中国本土を米軍が直接攻撃した場合には、これは中国側からも在日米軍基地のみならず米国本土への反撃を誘発する危険性が高いので、

その場合には、米国と中国との直接の戦争となり、かくては大陸間弾道弾の撃ち合いになって第3次世界大戦になる危険性もあると想定されるので、米国は、第三次世界大戦を回避するため中国、ロシア等を直接攻撃しないというのが今のところのドクトリンのようである。米国はロシアのウクライナへの侵略でも、ロシアに対して直接の攻撃を控える戦略を取っていると言われている。

もっとも、実際に台湾有事が起こった場合には、状況次第でエスカレートしてしまい、台湾有事に米軍が介入すると、米中直接戦争の様相となり、最終的には東アジアでは行きつくところまで行って、我が国に甚大な戦争の惨禍が生じ、更に、東アジアの枠で収まらず、結局、世界大戦となってしまう危険性もあり得るとされているが、現実にはそのような事態が起こった場合の日本への甚大な被害に関する実際のシミュレーションは行われていない。

エ 我が国が安保三文書による敵基地攻撃能力を保有した場合の懸念事項

なお、米国の場合は、中国本土を攻撃しないというドクトリンがあると言われているのに対し、我が国の場合、安保三文書により我が国が敵基地攻撃能力を保有することを想定すれば、台湾有事において、我が国が中国本土を攻撃することも可能となり、更には、敵国の中枢に対しても反撃能力を行使することも排除していない。在日米軍基地や国内の自衛隊基地等を攻撃された事態において、米国が中国本土への攻撃をためらう中で、我が国が単独で自ら保有する長射程のミサイル等により、攻撃目標を精密に特定せず中国本土に向けた報復的な攻撃をすることにもなりかねないというリスクが考えられることにも留意が必要である。

(3) 日本における台湾有事のシミュレーション

我が国においても、台湾有事のシミュレーションが行われている。

ア 2022年（令和4年）7月、キャノングローバル戦略研究所により、防衛省・外務省・経済産業省・国土交通省等の各省庁の幹部や政治家等も参加して、「台湾有事」における日本の自衛隊の装備や法制度等の問題点を探る「台湾有事シミュレーション」（第一回～第四回、峯村健司主任研究員）が公表された⁷⁷。

このシミュレーションは、「中国軍が台湾にミサイル攻撃を開始、かつ、台湾を海上封鎖して上陸作戦を始める」という想定で進められている。

⁷⁷ https://cigs.canon/article/20231002_7682.html

https://cigs.canon/article/20231013_7700.html

https://cigs.canon/article/20231107_7747.html

https://cigs.canon/article/20231211_7794.html

また、これと同時に、日本各地に正体不明のサイバー攻撃が行われ、交通関係のインフラや病院のシステム、金融取引のシステム障害が生じ、南西諸島では海底ケーブルが切断され、島の公共施設が正体不明の者によって攻撃されるというものである。

ここでは、中国の台湾に対する武力攻撃が生じた場合、「存立危機事態」や「武力攻撃事態」等の事態認定をどのようにするか、そのあり方がまず問題とされている。

事態が進行し台湾側の劣勢が続く中で米軍が参戦し、「存立危機事態」が認定され自衛隊に台湾有事に対する出動命令が出され、中国から日本に向け数百発のミサイルが発射され、在日米軍基地、自衛隊基地、民間空港・港湾施設、幹線道路等が攻撃され、「武力攻撃事態」が認定されるというシナリオである。

このシナリオでは、自衛隊基地も併設されている那覇空港が軍事目標として攻撃され、多数の民間人に被害が出るのが想定されている。更に、このような事態を受けて、南西・沖縄方面から本土に避難する民間人が乗る輸送船がミサイルにより攻撃されて沈没し、先の大戦の「対馬丸」の悲劇が再現されるようなケースも想定されている。しかしながら、我が国における民間人にどの程度深刻な被害が生ずるのか、具体的にその被害状況が詳しくシミュレーションされておらず、台湾有事に我が国が参戦した場合の被害の甚大さについて、国民にその実情が知らされていない現状となっている。

イ もう一つは、公益財団法人日本国際問題研究所の2023年（令和5年）3月30日の研究レポート「台湾海峡有事シミュレーション：概要と評価」（小谷哲男 日本国際問題研究所主任研究員／明海大学教授）である⁷⁸。

このシミュレーションでは、中国側の台湾側への全面的な軍事作戦がなされることからシミュレーションが始まるというもので、上記「ア」以上により軍事作戦のシミュレーションの色彩が強い。即ち、「中国側が米国の偵察衛星等への攻撃、在日米軍基地・自衛隊基地、グアム島への誘導ミサイル攻撃から軍事衝突となり、しかも、中国側は非戦略核（戦術核。但し、戦術核と言っても威力は広島型の原子爆弾と同程度からこれを超えるものもある）による攻撃を行うことも想定されている。この意味で、(2)で述べた米国内での核不使用を前提とするシミュレーションとは異なり、非戦略核が使用されることをも想定したより厳しいシミュレーションとなっている。

⁷⁸ <https://www.jiia.or.jp/research-report/2023/05/18/security-fy2022-04.pdf>

そして、検討課題として「中国による非戦略核使用への有効な対処の検討」を挙げるというものであって、「台湾有事」は、日本に核使用を含む甚大な戦争の惨禍が及ぶという想定のものであるが、核使用により我が国の軍事目標以外に甚大な被害が生ずる可能性については具体的な分析がされていない。むしろ、国民に「核」による被害のシミュレーションを示すことなく「核の脅しに屈しないよう」という方向に導こうとしていると言わざるを得ない。

- (4) 我が国の民間に甚大な被害が生じ得る点のシミュレーションがいずれのシミュレーションでもないがしろにされている

このように、台湾有事においては、中国側が台湾に対する軍事的作戦を開始し、これと同時に在日米軍基地や自衛隊基地に先制的に攻撃をするとの想定もされている（前記（3）イの公益財団法人日本国際問題研究所のシミュレーションはその一例である）。

そして、自衛隊もそのような想定をしている。⁷⁹災害等と同様、想定し得る最悪の事態に備え対策しておくべきという意味で、「台湾有事」で起こり得る最悪の事態を想定して自衛隊がシミュレーションすることは当然のことではあるが、台湾有事が全面的な先制攻撃から始まるという想定は、現実には起こり得る1つのシナリオとしてはあり得るであろうが、必ずしもすべての場合においてこのようなシナリオとなるとは考えにくいことも事実である。他方、状況がエスカレートすると、弾道ミサイルによる攻撃や、果ては非戦略核兵器の攻撃を想定するシミュレーションもあるので、国民に生じ得る被害という意味では核攻撃による甚大な被害が生ずる場合を想定してシミュレーションがなされるべきであろう。

自衛隊は最悪の事態に備えてシミュレーションするとしても、災害とは異なり、人の意思で生ずる戦争については、政治はこのように、国民に甚大な被害が生ずる事態の発生を回避すべく、国の安全保障戦略としては、軍事以外の外交的政策を追求すべきであることは当然の事柄であろう。

- (5) 実際に起こり得る「台湾有事」のシミュレーションは、必ずしも軍事力行使オプションでない可能性も高い

ア 実際には、台湾有事は、大規模な先制攻撃を伴う台湾への着・上陸作戦により本格的な戦闘から始まるという軍事中心のシミュレーションのように始まるとは限らない。

このように、大規模な軍事侵攻から始まる台湾有事のケースは、台湾の総

⁷⁹ 高橋杉雄防衛研究室室長「将来の戦闘様相を踏まえた我が国の戦闘構想／防衛戦略に関する研究」（防衛研究所令和3年度特別研究成果報告書）、ほか。

統選挙、立法院選挙のいずれにおいても反中・親米派が大多数を占めて、台湾独立の具体的な方向性が打ち出され、中国側と決定的な対立状況となったような場合以外には想定されないと思われる。

イ 実際の現在の台湾の政治状況は、総統選挙こそ、親中勢力が統一候補を立てなかったことから親米派の与党の候補が総統となったが、同時に行われた立法院選挙では親中派と目される野党側が過半数を持っている状況である。

このような台湾の政治状況を前提とすると、1つの有力なパターンとしては、台湾の親米派に圧力を加えるため、中国が台湾への圧力を次第にエスカレートするシナリオが想定される。そして、台湾の親中派の議会勢力や反政府側の人々の種々の行動が重ね合わさって複雑化したシナリオで進むことも想定され得る。

ウ 中国側が、台湾の周りで軍事演習区域を設定して軍事演習を強化していき、ほぼ台湾を囲むように軍事演習地域を設定して、実弾射撃を伴う演習を行う区域への民間船舶、航空機の侵入に警告を与え、事実上の経済封鎖が先行する可能性は、かなり高い（実際、台湾総統選や米国下院議長の訪台の際や、新しい親米派の総統の発言等を契機に、台湾の周囲を囲むような演習区域の設定は行われている）。

そして、この演習が相当長期間継続して、台湾内で物資の不足等により経済活動や日常生活の不満が生じて社会が騒然とし、対中問題を解決できない政府に対する不満が充満する中で、何者かが世界各地から台湾のインフラ等に対して断続的にサイバー攻撃等を行って更に社会的混乱を増幅して揺さぶりをかけるというシナリオである。

このような状況に不満を持つ市民の反政府運動が台湾の各地で起こって、それらの反政府運動を実力で制しようとする台湾政府・与党に対して、反政府活動を支持する民間有志等が中国側から漁船等により台湾各所に多数上陸を試み、これを台湾政府が阻止するため武力の行使が行われ死傷者が出るといった事態が発生する。これに対して中国側が人道上の人命の安全確保と国内（台湾）の治安維持回復を名目として、軍事警察・空挺部隊等の治安維持のための軍事警察部隊を送る準備に入る。

エ 一方、台湾の議会では野党等の反政府勢力側が米国・日本の介入拒絶の議決や不介入を求めて運動が生じ、各地で衝突が起こり、台湾全土の治安状況が悪化する。このような状況の中で、議会の多数を占める野党や反政府組織側が中国に対して治安維持のための介入要請決議がなされる。

また、国連安保理でも、米国の中国国内問題への介入に反対する決議案が

中国側等から提出され、安保理では米国等の拒否権で採択はされないが、総会では中国やグローバルサウス等の提案する米国の介入による紛争拡大に反対する総会決議が採択される。

オ このような軍事力の衝突以前に、数か月以上にわたり台湾内での政治状況や国連外交による複雑な展開になることも想定され得、台湾有事は中国の武力攻撃により始まり、台湾国民がこれに団結して抗戦し、米国も即時軍事介入するので、日本も共に戦うという単純なシナリオを想定して、「台湾有事」は「日本有事」という単純な思考方法をとることは、国際政治の複雑な力学の中では、一人よがりとも言えるべきで、台湾の人々の考えとも異なるようにも思われ、台湾有事が軍事的な攻撃から始まり、それが直ちに日本有事であるという想定は、何か違うのではないかとと思われる。

3 台湾有事と日本の戦争当事国化の想定のパターン

(1) 「台湾有事」は「日本有事」というのは本当なのか

ア 中国側は「台湾有事」は国内問題という大前提

台湾有事は日本有事だというのは本当なのか、国際法上、日中間での条約等、法的な検討が必要と考えられる。

中国側は、台湾有事は国内問題と整理している。にもかかわらず、中国側から日本を攻撃してこれを巻き込むことは、国内問題を一気に国際問題としてしまうものであり、「台湾有事」がまず日本への先制攻撃等から始まるシナリオが、実際のシナリオとしては考え難い所以である。

イ ロシアのウクライナとの対比

ロシアもウクライナを攻めているが、ウクライナに兵器や砲弾等を大量に輸送する等の支援をしているポーランドに対しては攻撃していない。たまた弾がポーランドに着弾しても、間違って落ちたと言っている。

プーチン氏は、ウクライナについては、ロシアの安全保障のための「生命線」であって譲れない権利があり、それが、欧・米によって侵害されているというロジックでウクライナを攻撃しているが、少なくとも現状では、その攻撃の範囲はウクライナの領内にとどめられている。

ウ 中国の基本認識は国内問題

(ア) 台湾は国際的に承認された主権国家ではない

中国の「台湾有事」についての基本認識について検討するにあたっては、国際社会や日・米が、台湾をどのように扱っているかを明らかにしなければならない。

第一に、米国も日本も台湾を主権国家として承認していない。米国も日本のいずれも中華人民共和国を「中国」の主権国家として承認している。即ち、戦後、日中が国交正常化を果たした1972年の日中共同声明で、日本は、中華人民共和国政府が、「中国」の唯一の政府であることを承認し、米国もまた、1978年の「アメリカと中国の外交関係樹立に関する共同コミュニケ」により、中華民国に代わって中華人民共和国を中国の政府と認めて中華人民共和国と外交関係を締結した。これに先立ち、1971年、国連総会では、中華人民共和国を加盟国として中国代表権を承認し、中華民国を国連加盟国から外す決議がされ、中華人民共和国が常任理事国として国連に加盟した。

(イ) 中国は、台湾を国内の一地域とする立場で行動する

中国側は、中国を代表する主権国家は中国のみであり、台湾は中国の一部の地域であるという、前記（ア）記載のとおり、国連や日本、米国が認めている立場に立って、台湾有事は国内問題だというロジックに基づいて行動をすると思われる。

また、前記の米国のシミュレーションでも、中国が台湾侵攻に成功するのは、日本が在日米軍基地からの出撃を認めない場合であり、中国側はできる限り日本の介入を回避するように動くことが考えられる。即ち、中国側がよほど不利な状況とならない限り、台湾有事において、まず日本との国際紛争を起こすために尖閣諸島を攻撃したり、日本国内の米軍基地を攻撃して、日・米との国際問題として「台湾有事」を始めることはあり得ないと考えられる。したがって、開戦当初から、真珠湾攻撃のような形で在日米軍基地等に全面的な先制攻撃をすることは考えづらい。

更に、米国のシミュレーションでは、米国大統領が中国との交戦を決断できず介入が行われない場合も想定されており、米国が介入しないケースでは、中国側が台湾制圧の目的を達するとされている。中国側としても、できるだけ米国が介入しづらいような行動をとることが想定される。開戦直後に米軍基地に対して全面的先制攻撃をすれば、米国世論は一気に対中戦争やむなしとなって米国大統領も対中戦争を決意せざるを得なくなり、かくては、米国の強力な軍事的介入に引き込むこととなるので、このような愚を中国が犯すことは考えづらい。

したがって、中国側が国内問題と整理する限り、そして日本側から積極的に参戦しない限り、「台湾有事」が直ちに「日本有事」となる可能

性は低いと考えられる。

即ち、台湾有事が日本有事に直結するのではなく、日本側の政策や外交努力による対応如何によって、日本有事とならないことも十分に考えられる。

もちろん、「台湾有事」の場合には、台湾の情勢如何によって、「日本有事」になるならないにかかわらず、台湾が中国の施政権下に置かれてしまう場合が生じ得る。1つの中国を承認し、中国を正当な主権国家として承認する外交政策をとっている以上、日本としては、我が国の方から軍事的に介入して我が国に非戦略核による惨禍が及ぶことを覚悟の上で、これを阻止しようという国民的コンセンサスは到底成立し難いのではないかと考える。

問題は、米軍が中国と直接軍事力で対抗する場合に「台湾有事」が「日本有事」に変質するリスクがあるということである。

(2) 「台湾有事」が「日本有事」となる危険性

(1)のように、中国側から台湾有事を日本有事とすることがない場合にも、日本側の対応如何によっては、「台湾有事」が「日本有事」となり得る危険性がある。

以下、

- ア 安保法に基づく集団的自衛権の行使
- イ 安保法に基づく重要影響事態としての後方支援
- ウ 安保法に基づく米艦防護
- エ 安保条約に基づく在日米軍基地からの出撃の承認
- オ 米軍との一体化による参戦

となる場合について、順次検討する。

ア 日本は安保法により、米国の集団的自衛権の行使の要請に応ずる義務はあるか

(ア) まず、中国側が台湾を国内問題と整理しているということは、集団的自衛権について大きな国際法上の問題が生じる。

台湾は国連にも加盟を認められていない。したがって、国連憲章に規定されている集団的自衛権について、「台湾」は国連加盟国として発動しようがない。国連憲章の集団的自衛権や、個別的自衛権を台湾が持つということも自明ではない。

内戦が起きて政府軍が反政府側の少数民族に対してジェノサイドのような武力行使をやっているときに、人道上の救済のために国連軍や

有志連合軍が少数民族保護に介入するということはあったとしても、これは、集団的自衛権の範疇には入らない（前述のとおり、中国側は、台湾に対して国内の問題として、台湾において地元政府から弾圧されている親中派市民の人道上の救済、国内治安維持、内乱鎮圧という国内問題として、軍事力を行使することが想定される）。

なお、国連憲章上の自衛権以外に、「国」に近い存在として「台湾」に国際法上の固有の自衛権を想定し、「台湾」にも国際法上の固有の自衛権があるとして、この国際法上の自衛権に基づき台湾からの要請を受けた他国が集団的自衛権を行使し得ると論ずる論者もいる。

しかしながら、台湾を主権国家として承認せず中国を主権国家として承認している我が国や米国が、台湾を国際法上の国と扱って集団的自衛権を行使することができるかは、必ずしも自明とは言えない。

- (イ) また、日本は、中国との間で日中共同声明等、台湾の地位をめぐって1つの中国という中国の立場を尊重し、台湾を中国に引き渡す旨のポツダム宣言や日中間の条約等を締結し承認しているので、これらの条約等に照らして、台湾有事において、台湾政府もしくは議会の決議による要請を受けたとしても、集団的自衛権の行使を想定することが、適法もしくは妥当かは十分議論する必要がある。

- (ウ) 米国の台湾関係法でも台湾との集団的自衛権は想定されていない。

米国の台湾関係法では、あくまで「台湾人民」及び「台湾全住民の人権」に着目して台湾との関係について立法している。

即ち、同法第二条B項（4）「平和手段以外によって台湾の将来を決定しようとする試みは、ボイコット、封鎖を含むいかなるものであれ、西太平洋地域の平和と安全に対する脅威であり、合衆国の重大関心事と考える。」とされ、同項（5）「防御的な性格の兵器を台湾に供給する。」、同項（6）「台湾人民の安全または社会、経済の制度に危害を与えるいかなる武力行使または他の強制的な方式にも対抗しうる合衆国の能力を維持する。」とされている。また、台湾関係法は、米国法における国に関する規定については、台湾も同様「国」と扱うことを、いろいろな場面について細かく規定しているが、一方で、台湾関係法第四条B項（8）で、「外交関係の維持または承認に関する合衆国の法律は、明記または暗示のいずれを問わず、いかなる条件をも台湾に適用すべきではない。」として、中国を承認する米国の外交上の立場を明記しており、米国も台湾については、国際法上、「国」として承認したり「国」

として扱うことを認める立場ではない。この意味で、米国も1つの中国という立場を貫いており、前記シミュレーションでも、在日米軍基地から出撃するとしても、それは台湾人民の保護という位置づけである。

(エ) 以上、米国の立場は台湾政府や議会の要請に基づく集団的自衛権の行使という枠組みではないと考えられる。

米国は、今のところ台湾を独立国家として扱っていない。台湾関係法を根拠に行動すると考えられる。したがって、米国から「台湾有事」において集団的自衛権の行使を呼び掛けられることはないと思われ、もちろん、日本がこれに応ずる義務もない。

イ 安保法上の重要影響事態としての後方支援義務はあるか

なお、台湾有事において、安保法に基づき重要影響事態にあたると判定できるか、また、あたるとしても実際に後方支援をするかどうか慎重に見極める必要がある。

中国側が国内問題として台湾に対して軍事侵攻した場合に、それだけでは我が国に対する重要影響事態とはならないと考えられる（前出の日本側でのキャノングローバル研究所のシミュレーションでも、中国が台湾に対してのみの軍事力の行使をする場合には、容易に重要影響事態と認定できないことを示している。）。

もちろん、「台湾有事」において中国の台湾に対する行動のオプションには幅広いものが想定され、長期にわたる軍事演習等が行われる場合を含め、すべてのケースで重要影響事態に該当するはずがない。また、万一、この情勢判断を誤った時には、日本としては、日本国内で米国との「お付き合い」程度に後方支援することにとどめる意図であったとしても、中国側が「後方支援」も参戦と判断して、中国から攻撃を受ける可能性はあり得る。

したがって、「重要影響事態」認定をして自衛隊が後方支援を開始することは、中国から全国の自衛隊基地に攻撃を受け近隣の民間人や民間施設に甚大な被害が生じ得るリスクを冒す行為として、国民的コンセンサスが確実に存在していることが不可欠である。

ウ 安保法制上の武器等防護として米艦の防護のため出動した自衛隊が攻撃を受けるケース

安保法には、米艦防護により、日本が「台湾有事」に巻き込まれるというリスクもある。

即ち、米軍は横須賀や佐世保から台湾近海に第7艦隊の原子力空母部隊が出動することが考えられるが、この空母部隊を海上自衛隊のイージス艦等が

共に出動して「米艦防護」を行うケースである。

政府は、世界で最強の米軍を自衛隊が「防護」の対象とすると言っており、実際にも、既に自衛隊の艦船による米艦隊を防護する「米艦防護」が行われているので、これも危ない。

日本が攻撃の対象になっていない状況下で、米艦隊に付いて行ったときに、米艦隊を防護する自衛艦が攻撃を受け、「日本有事」となってしまうケースがある。即ち、米艦を防護するはずの行動が、自衛艦と中国との交戦を誘発し、ひいては日・中の交戦状態となって、日本国内への攻撃を自招することになるリスクが存在する。したがって、「台湾有事」に関連する状況において米艦防護を行うことは、米国への「お付き合い」で「同伴する」という軽い感覚では実行できるものではなく、中国と戦争することを覚悟しなければならない危険な政治判断であり、国民的コンセンサスが確実に存在していない限り安易にとることは許されない。

エ 在日米軍基地からの米軍の出撃に対して攻撃を受けるケース（日米安保条約の事前協議条項の存在）

台湾有事に米軍が在日米軍基地から出撃した場合、敵基地攻撃として在日米軍基地が攻撃を受け巻き込まれるケースがあり得る。

「台湾有事」における在日米軍基地からの出撃に対しては、日米安保条約上の「事前協議」制度があり、我が国が了解しない限り米軍は在日米軍基地から出撃できず、岸田総理も、我が国独自の主権国家としての判断で拒否することもできると2023年の国会での質問に対して何度もその旨を回答している⁸⁰。

ただし、米側の事前協議の理解は別で、この事前協議は単に協議するだけで、日本側に拒否権はないとか、既に包括的な事前協議が行われて同意取得済みだなどと言っている。確かに、朝鮮半島有事については、朝鮮戦争があったことから包括的事前協議があった可能性があるとしても、中国と「台湾」を巡って戦争することは具体的に想定されていなかったため、台湾有事に包括的に事前協議が既に行われたという事実はないと考えられる。

米国のシンクタンクの台湾有事のシミュレーションでは、在日米軍基地から出撃するということが、米軍が参戦して中国の台湾上陸を阻止するための前提とされている。

⁸⁰ 2023年（令和5年）2月15日衆議院予算委員会での岸田総理大臣の答弁、同年3月6日参議院予算委員会において、台湾有事の場合に在日米軍の出撃を米軍と事前協議する際に拒否するか問われ、「国益確保の見地から日本が自主的に判断し、諾否を決定する」と説明した。

オ 米軍との一体化による事実先行

日米ガイドラインは、米軍と自衛隊の一体化を目指す方向となっているが、もちろんこれは各政府を義務付けるものではない。

米軍との一体化と言っても、現在（2024年（令和6年）5月）では、実戦を想定した場合の指揮命令系統が統一されているわけではないようである。

少なくとも台湾有事での中国に対する作戦行動については、米軍は、大国である中国に対する軍事行動という極めて重大な局面においては、米国大統領の完全な指揮下で軍事行動を行うことが想定されていると考えられる。したがって、「日本有事」はさておいて「台湾有事」において、当初から自衛隊が米国大統領の指揮下に完全に入ることは必ずしも想定されていないと考えられる。但し、今後、敵基地攻撃能力を持つスタンド・オフ・ミサイル等が自衛隊に配備された場合には、この目標設定を含めた作戦においては米国の敵基地偵察能力に全面的に依存しなければならず、敵基地攻撃能力の保有は、ある意味、この分野において自衛隊が全面的に米軍指揮下に入るということを意味している可能性がある。このような事態が生ずれば、日本は独立国家としての体をなしていないこととなる。

もっとも、現時点において米軍では「台湾有事」において中国本土への敵基地攻撃は想定されていないようで、前記の米国のシミュレーションでも、中国本土攻撃は想定されていないようであり、また、前記米国におけるシミュレーションでも、米軍は在日米軍基地から出撃することを前提としているが（後方支援は求めていると思われる）、自衛隊の参戦は必ずしもすべての場合で想定されていない。

なお、この米国でのシミュレーションでは、在日米軍基地を攻撃され日本の民間に被害が出ても、中国本土への攻撃を控え、また、核兵器も使わないシミュレーションとなっている。したがって、米軍と完全に一体化して指揮命令の下にあれば、日本側が台湾有事に、独自の敵基地攻撃能力の保有により中国本土を攻撃する作戦構想を持っていたとしても、米軍が中国本土への攻撃をしないドクトリンであれば、米軍は日本とともに中国本土の攻撃を行うこともなく、また、日本が単独で中国本土を攻撃することについても自制を求めると思われ、中国本土攻撃を強行しようとする自衛隊に対して、米軍の持つ中国本土の攻撃目標の情報の提供を行わないのではないかと考えられる。

カ 「台湾有事」に協力しないと日・米関係が瓦解するという論者に対して

なお、「台湾有事」に米国を支援しないと米国から見放されるという論者もいるが、国際外交の常識からは考え難い。

米国が台湾有事において中国と事を構える時には、韓国やフィリピン等は、ASEAN諸国と同様に、中国と米国との間で中立的態度をとる可能性も想定される。このような情勢下で、米国は、韓国やフィリピン等東アジアの国々と友好関係を維持しようと努めることは自明であり、特に、我が国を味方につけておくことはマストに近い状況となることは必至である。

したがって、たとえ、我が国が中国との関係を考慮して中立的な立場を表明したとしても、国連や外交関係において米国寄りの姿勢を示している限り、米国側が日本との友好関係を維持しようと外交努力をすることは目に見えることを指摘しておきたい。もちろん、米国は、協力的でない日本に好感を持たないであろうと思われるが、かといって、日本との友好関係を壊すような子供じみた外交態度をとることは、国際外交の常識からして全く考えられない。韓国の米軍基地は、基本的に北朝鮮と対峙する役割となっており、フィリピンに米軍基地が存在しない状況では、沖縄及び日本に存在する米軍基地は、東アジアからインド洋にかけて、更には、グローバルな米国のプレゼンスにおいて決定的に重要な存在であることは地政学的に自明の事柄と考えられ、米国から日米安保条約を破棄するようなことは考えられない。

4 台湾の人々は日本に何を望んでいるのか

(1) 台湾総統選・総選挙の結果及びその後の議会の情勢

総統選では、与党の親米派が勝ったが、野党分裂の影響が大きく、総選挙では与党は過半数に達していない。現に、議会では親中派が多数となり、2024年（令和6年）5月の時点で、総統選挙で野党が敗北した後、総統の権限を制限し議会の権限を強化する法案が強行採決されようとしており、これに反対する若者らがデモを行う状況となっている。

(2) 日本に色々な支援や連帯を求めているとしても、「共に戦って独立」まで望んでいるのか

台湾総統選挙でも、結局、総統は与党の親米派だが、議会の勢力は親中派の野党側が過半数を取っている。そして、総統選挙でも、親中派の野党が一本化していたら与党候補ではなく親中派の総統になったと思われる。

即ち、台湾の大多数の人々は、中国との問題で、戦争になることを望んでおらず、一方で、相当数の人々は香港等のように中国の強権的支配の下で自由を失うことにはならないようにということではないかと思われる。現状を変更し

て独立することも望んでいないのではないか。

台湾の人たちの大多数は、日本と一緒に中国と戦いたいと思っていないであろう。そういう意味では、ウクライナのようにならないような、外交的努力に努め、万一にでも戦争になったら困ると台湾の人が思っていることは間違いない。

それを日本の一部の人々が、米国と台湾と日本で組んでやれば、「台湾有事」で中国と戦って優位に立てる等と軽々しく考えるのは、台湾の人々にも迷惑であり、しかも、戦場は「台湾」にとどまる保証はなく、日本全土に非戦略核による惨禍が及ぶという想定シミュレーションがなされており、日本国民にとっても非常にリスクが高いことなのである。

5 米国の「台湾有事」への関与自体の不確実性

(1) 対外戦争に消極的な米国大統領は、台湾有事に派兵等の関与を決断できるのか

前記の米国のシミュレーションでも、中国を阻止できないパターンのうち1つのパターンが、米国大統領が中国への軍事力の行使に踏み切る判断ができないというケースである。

即ち、米国が本格的に軍事力を行使した場合、このシミュレーションでは米側の1隻1兆円程度と評価される原子力空母が2隻沈められるという結果になっており、その他多数の米海軍の艦船や戦闘機も喪失し、1万人程度の米兵が死傷するので、台湾防衛ということだけにこれだけの犠牲を覚悟して、軍事的な介入を決断できる大統領はいないのではないかともしられている（なお、パールハーバー的な米軍基地等への攻撃が行われると、米世論は一気に硬化し、米国大統領も参戦せざるを得ないと言われる）。

(2) 米軍の本格介入前の情勢変化のリスク

また、米軍が軍事介入の判断をしても、現実に軍事力を本格的に台湾まで到達させるまでには相当程度、場合によっては1～2ヶ月という時間がかかることも想定される。

この場合、東アジアという近隣に展開する自衛隊が先立って軍事行動に出るということも想定される。即ち、米軍が来るまでは台湾や日本に頑張ってもらいたいという場面があり得る。

このように、米軍の本格的参戦前に自衛隊が先走って中国と戦闘状態になった場合には、結局、台湾国内の情勢や国連総会の決議や国際世論、米国内での反戦運動等によって米側が参加を中止する可能性もあり得る。そうなると我が

国だけが中国との戦争状態となり、はしごを外される危険性すらある。

我が国としても、米国大統領のパーソナリティや外交指針、及び、中国側の体制、台湾国内の情勢、国連等の国際状況等を慎重に見極めた上で、「台湾有事」＝「日本有事」と短絡的に思考せず、我が国独自の国益、日本国民の利益を慎重に判断した上で、「台湾有事」において対応を誤らないことが肝要である。この意味でも、「台湾有事」即「日本有事」という短絡的な考え方は極めて危険と言わざるを得ない。

6 中国との間で戦争当事国となることのリスク

(1) 日本への非戦略核による攻撃で想定されている甚大な被害発生リスク

前記のように、我が国のシミュレーションでは、非戦略核攻撃を想定するシミュレーションもなされているように、上限のない壊滅的惨禍のリスクが我が国には存在する。

台湾有事に関しては、台湾有事において中国との間で戦争当事国となることのリスクが我が国にとってどのようなものか、慎重に検討しなければならない。

台湾有事＝日本有事と短絡的に結び付ける考え方の最大の問題は、万一、台湾有事に我が国が中国との間で戦争当事国となる場合のリスクがどれほど大きいものかの検討を欠如する傾向が生じてしまうことである。台湾有事＝日本有事なので、中国が日本に攻めてきたのと同じだから、どれほどリスクが大きくても戦わざるを得ないという短絡的思考は断じて行ってはならない。第一に、前記のように「台湾有事」は日本側が参戦しなければ「日本有事」とならない可能性が十分あるということである。第二には、「台湾有事」に日本が参戦する場合にはその戦争被害は「台湾」のみにとどまらず、また、南西諸島や沖縄でもとどまらず、佐世保、岩国、厚木、横須賀、三沢等、日本全国に所在する米軍基地周辺に戦争の惨禍が広がりかねない。

即ち、台湾有事において中国との間で戦争当事国になるということは、我が国にどのような戦争被害がもたらされるかということについて、冷静に、かつ、安易な想定外を設けることなく、現実的な思考で検討しなければならない。

現に、駐日中国大使は、台湾独立に加担した場合に日本が火の海になるという脅迫まがいの発言をしており、また、日本におけるシミュレーション前記2(3)イでも、日本に対して非戦略核の攻撃がされるということが想定されている。

実際に自衛隊が台湾有事で中国軍と交戦するような事態となれば、日本に

ある自衛隊の基地や共同使用される空港、電力設備等に対して、即ち、日本全土に対して敵基地攻撃及びその周辺施設に攻撃が行われることは、日本における2つのシミュレーションのいずれにおいても想定されている。更には、敵基地攻撃の一環として、指揮命令系統の中枢部である東京に攻撃が行われることも想定しなければならない。その場合に、最悪の場合の1つとして非戦略核の使用のシミュレーションがあることは前記のとおりであって、民間も含め、我が国全土が荒廃すると言ってよいほどの甚大な被害が生ずることも想定しなければならない。

(2) 台湾有事を日本有事とすることの利益は何もない

他方で、「台湾有事」を「日本有事」として中国と戦争当事国となることによる利益は具体的には殆どないのではないか。

台湾の「民主主義」を守るために、日本全土に壊滅的被害を及ぼすほどのリスクを冒す必要性や合理性があると考ええる国民がどれほどいるのか。

また、台湾の人々ですら、日本が中国との戦争当事国となることは求めている。むしろ、日中間の前記の共同声明以降積み重ねられた外交努力の下、「1つの中国」の変更を求めない東アジアの国々と共に、台湾の人々も世界の平和に日中両国が責任を持ち、その上で台湾の良き友人として冷静な対応を求めているのではないかと考えられる。

7 「台湾有事」を起こさず、また「日本有事」としないための具体的方策

(1) 台湾有事に関与するかしないか、想定される被害を直視せず、国会や国民的議論も経ずに安保三文書の閣議決定だけで決めて良いのか

今回の安保三文書は、国民的議論や国会での論戦をほとんどしないまま閣議決定されている。これがどのようなリスクを我が国にもたらすか、現実には想定し得るプラスとマイナスをきちんと議論しなければならない。安保三文書は、これまで見てきたように、中国と南西方面を戦場として「台湾有事」を含めてこれと戦うことを「国防方針」とするかの内容であるが、単に閣議決定によってなされており、実際には国会の内外で国民的議論は欠如している。

まず、中国とどのような外交的関係を持つべきか、「国防方針」とは別に「外交方針」が定められ、これを前提として、次に「国防方針」が定められるべきであり、軍事上の観点からの「安保三文書」が独り歩きすることには重大な問題がある。

(2) 中国と戦争をすることの重大性―出発点としての日中共同声明の尊重及びその後の日中の条約、直近での戦略的互惠関係がポイント―

ア 日中共同声明（１９７２年）

台湾有事を日中の外交関係という文脈で考える時、根本的な出発点は戦後日中が国交正常化を果たした１９７２年の日中共同声明である。ここで、「日本国政府は、中華人民共和国（共産党政権）が中国の唯一の合法政府であることを承認する。」「中華人民共和国は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」とされた。

ポツダム宣言第８項は、「『カイロ宣言』の条項は、履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。」とし、カイロ宣言に従って台湾を中華人民共和国に返還するとした条項である。したがって、これは「１つの中国」を承認するもので、この基本に立ち返ることは「台湾有事」が「日本有事」にならないための大原則と考える（但し、「両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。」ということも約束されており、中国が台湾を武力統一することは認められず反対すべきであるが、日本が台湾の立場に立って武力に訴えることもこの約束に反することになる）。

イ その後の積み重ねられた外交関係

その後も１９７５年（昭和５０年）の日中平和友好条約を締結し、１９９０年（平成２年）の日中共同宣言により「平和と発展のための友好協力パートナーシップ」がうたわれた。そして、２００８年（平成２０年）の「戦略的互惠関係」の包括的推進に関する日中共同声明で、「日中両国がアジア太平洋地域及び世界の平和、安定、発展に対して責任を負っている」として日中共同声明、日中平和友好条約、１９９８年（平成１０年）の日中共同宣言に示された諸条約を引き続き遵守するとし、台湾問題については「日本側は、日中共同声明において表明した立場を引き続き堅持する」旨表明している。また、この２００８年の共同声明では、「双方は互いにパートナーであり、互いに脅威にならないことを確認した」としている。更に、２００６年（平成１８年）１０月、安倍総理大臣ですら、胡錦濤主席との間の「日中共同プレス発表」でも、「戦略的互惠関係」を謳っているのである。

我が国は、戦後の歴史の積み重ねの中で、日中共同声明により中国を国家として承認して国交を正常化し、その後もこれを維持して外交関係を積み重

ねており、それは、2024年（令和6年）5月の日中韓三国の首脳会議の開催によっても、当然踏まえられてきた貴重な外交方針である。

このような「外交方針」に基づく日中関係の構築が重要であり、中国と軍事的対決に重きを置くような「安保三文書」による軍事力だけに頼るような方向は極めてリスクが高いと言わざるを得ない。

ウ 直近の中国の対日世論の悪化について

最近（2023年～2024年（令和5年～6年））、中国の対日世論が著しく悪化していることが報道されている。「第20回日中共同世論調査」（言論NPO等による）によれば、「日本に対して良い印象を持っている／どちらかと言えば良い印象を持っている」についての回答が、昨年の調査では37.0%であったところ、本年は12.3%に激減している。また、「現在の日中関係」について、「良い／どちらかと言えば良い」と中国側で答えたのは8%、「悪い／どちらかと言えば悪い」と答えたのは76%であったと報道されている。「今後の日中関係」についての中国側の回答は「悪くなっていく／どちらかというとも悪くなっていく」が昨年の40.1%から75%へと大きく変化している。日本側の回答は例年とほぼ変わらなかった。中国側の対日感情は、ここ1～2年で大きく悪化している。このような状況は、2012年（平成24年）に尖閣諸島を国有化した時以来とも報告されている。

そして、この報道では、今回は尖閣諸島国有化後の「明確な事由がない」としている。しかし、2022年（令和4年）12月に、中国を仮想敵国視する安保三文書が出され、敵基地攻撃能力が保有されることとなっている。このことが直接・間接の背景となり、中国側の対日感情の悪化に影響しているのではなかろうか。

(3) 「台湾有事」を含む安保三文書についての世論の再確認

ア 国民は「安保三文書」が記載するように中国と戦争をすることを望んでいるのか

前記のとおり、安保三文書自体、「…国家としての力の発揮は国民の決意から始まる。伝統的な外交・防衛の分野にとどまらない幅広い分野を対象とする本戦略を着実に実施していくためには、本戦略の内容と実施について国民の理解と協力を得て、国民が我が国の安全保障政策に自発的かつ主体的に参画できる環境を政府が整えることが不可欠である」としているが、国民の決意どころか、安保三文書は、閣議決定により定められており、国会での議論もほとんどなく、また、国民的議論は全く欠如しており、行われてさえい

ない。

イ 世論は、9条1項、2項の専守防衛以上に、中国に対する攻撃力を戦力として保持することを了解しておらず、むしろ、9条に拠る専守防衛による安心供与を支持している。

近時の世論調査でも、安保法が成立して10年が経過する中でも、いまだにこれに賛意を示さない国民が多数おり、また、自民党の改憲4項目が憲法9条1項、2項をそのままとしていることに象徴されているように、国民は憲法9条1項、2項の専守防衛以上に、敵基地攻撃能力を「抑止力」として持つことを了解していない。

読売新聞2024年4月8日発表によれば、むしろ、世論は厳格な「専守防衛」を求めているということがはっきりうかがえる。というのも、「防衛力強化のため、政府は、どのようなことに重点的に取り組むべきだと思いますか。いくつでも選んでください。」という質問に対して、

・ 攻撃されない安全な距離から攻撃できる長射程ミサイルの開発	26%
・ ミサイル防衛システムの強化	53%
・ 次期戦闘機の開発	13%
・ 偵察や攻撃用の無人機（ドローンなど）の導入	33%
・ 人工衛星の活用	40%
・ AI（人工知能）の活用	29%
・ 弾薬の生産能力の向上や弾薬庫の増設	9%
・ 自衛隊の部隊・物資の輸送能力の向上	25%
・ 自衛隊の駐屯地・基地の集約や強靱化	19%
・ 自衛官の確保や福利厚生の実施	28%
・ 空港や港湾の整備・強化	26%
・ 同盟国や友好国との連携	58%

となっている。国民から50%以上の支持を得ている施策は、「ミサイル防衛システムの強化」と「同盟国や友好国との連携」なのである。

即ち、世論は専守防衛として、ミサイル防衛システムの強化という拒否的な「抑止力」による戦争の抑止には肯定的であるが、専守防衛ではない長射程ミサイル＝スタンド・オフ・ミサイルの開発による相手国の領域まで攻撃する能力を持つことや、次期戦闘機の開発等については否定的であることが明らかであり、安保三文書は国民的基盤が欠如していることが明らかである。

(4) アジアでの戦争の回避を願っているASEAN諸国との連携の方策

「台湾有事」を、日本と中国という関係性で見るのではなく、もう少し広

いアジアの国々という視点で見ることも有効と考えられる。

ここでは、韓国やフィリピン、ベトナムその他のASEAN諸国が「台湾有事」をどう見ているのか、日本もこれらの国々と利害を共通にする点があるのではないかという視点も重要となる。これらのASEAN諸国は、日本と同様中国と経済面その他で深いつながりを持つ一方で、いずれも米国とも相当に深い経済その他の関係を持っている。

これらの国の「台湾有事」についての考え方は、新外交イニシアティブの提言等で明らかにされているように、米中対立について「Don't make us choose（＝我々に選択を迫るな）」という考え方ではほぼ一致している。

これらのASEAN諸外国と同様の立場にある日本も、米・中に対して「日本に選択を迫るな」と言う外交努力をする考え方である。それは極めて現実的、かつ、最も実効性の高い安全保障政策であり、何よりも日本国憲法の前文や憲法9条1項、2項の立場に基づくものである。

8 自衛隊の軍事一辺倒への「暴走」の阻止の必要性—有効なシビリアン・コントロール—

近時、自衛隊の内部的な文民統制が揺らぎつつある。

防衛省の管理下の自衛隊も、我が国においては、国の防衛に関する事務は文民統制の観点から一般行政事務として内閣の行政権に完全に属しており、自衛隊の実際の部隊運用に関する業務についても防衛省の所掌事務として整理されている。国家行政組織法第18条第2項によれば、防衛事務次官は内部部局や特別の機関の外に置かれるものであり、その監督対象には、内部部局のみならず、統合幕僚監部を始めとする各幕僚監部や自衛隊の部隊及び機関も含まれる。

この体制の下、制服組の上に背広組の防衛事務次官がいて、大臣を助け、統合幕僚長以下の制服組に対する監督権限を保持しており、制服組の暴走が生じない体制となっているはずである。

しかるところ、陸自、海自の制服組の最高指導者が、靖国神社への部隊参拝を容認して実行するという事態が発生している。これについては「部隊参拝」ではないという整理がなされて、このような暴挙が続発することがかろうじて抑えられたが、一事が万事であり、「国防」を担う制服組の「軍事」至上主義的な考え方は、戦前の軍国主義体制による統帥権独立により何者の掣肘をも受けないという暴走傾向の復活の兆候として、見過ごすことはできない。

また、防衛省内部で大量の不祥事が続発しており、かつ、それが防衛大臣に知らされていないというコンプライアンス上の大問題も生じており、自衛隊にはシ

ビリアン・コントロールがないだけでなく、組織としてのガバナンスやコンプライアンスが働いていない状況である。このような場合、一般の民間会社であれば経営トップを一掃して全社的な再出発をしなければ、社会的信頼が回復できないと言わざるを得ない。

このような状況で、我が国の安全保障政策を軍事一辺倒の安保三文書により自衛隊に任せることは、再び我が国の国民を戦争の惨禍に導くものと言わざるを得ない。

安保三文書の検討のために
—国家安全保障戦略等の総合的検討の試み—

編 集

弁護士 伊 藤 真

弁護士 井 上 正 信

弁護士 福 田 護

弁護士 山 岸 良 太

・発 行 2025年6月

この著作物の全部又は一部は、プリントアウト、コピー、無料配布等により自由にご利用下さい。ただし、内容の変更・改変による利用、有料の配布はご遠慮下さい。